

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）				別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第3条関係）			
職務の級	部局	職務		職務の級	部局	職務	
		基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務			基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略				略			
5級	知事の事務部局	課長補佐	略	知事の事務部局	課長補佐	略	子ども女性相談センター課長 子ども女性相談センター室長 斯道学園次長
			子ども女性相談センター課長 子ども女性相談センター室長 斯道学園次長				
	略		略				
	略		略				
	教育委員会の事務部局	室長補佐 教育事務所長補佐	略	教育委員会の事務部局	略	教育事務所長補佐	略
	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略	略	略
6級	略	副課長	略	略	副課長	略	略
	教育委員会の事務部局		室長 政策主幹			略	略
	略		略			略	略
7級	略	本庁の課長	略	略	本庁の課長	略	略
	警察の事務部局		統括監 首席師範			略	略
	略		略			略	略

略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表 (第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
5級	課長補佐	略 課付(乙) 隊付(乙) 所付(乙) 係長 略 警察署課長代理 署付(乙)
	略	
略		
7級	略	
	調査官	課付(甲) 隊付(甲) 所付(甲) 署付(甲)
8級	参事官	統括参事官
	略	
9級	警察本部の部長	略 丸亀警察署長 ※統括参事官 ※参事官 略

注 略

略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表 (第3条関係)

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
5級	課長補佐	略 課付 係長 略 警察署課長代理
	略	
略		
7級	略	
	調査官	
8級	参事官	
	略	
9級	警察本部の部長	略 丸亀警察署長 ※参事官 略

注 本表において指定する職務で、※印の付されている職務については、人事委員会の承認を得たものに限る。

別表第7 大学教育職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	学長又は教授	略 専攻科長 専攻長

別表第7 大学教育職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	学長又は教授	略 専攻科長

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。